

論説

国連平和維持活動（PKO）要員による 性的搾取および虐待の規制

尋 木 真 也

- 1 はじめに
- 2 PKO 要員による性的搾取および虐待の不処罰への対応
- 3 性的搾取規制に関する国際法の基礎
- 4 おわりに

1 はじめに

2015年9月19日、平和の実現を目的とする平和安全法制整備法が可決し、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（PKO 協力法）が改正されることとなった¹。この改正により、平和維持活動（PKO）の目的に「紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護」などが加えられ（3条1号）、国際平和協力業務として「防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護」（3条5号ト）等を行うことができることになる（9条1項）。これらの改正は、自衛隊による安全確保業務を可能とするものである。こうした住民ないし文民の保護は、近年のPKOの主要な目的となっている²。

PKOは、伝統的には国連の部隊を現地に介在させ、停戦の監視等の措置をとりつつ、敵対行為の再発・拡大を防止することを任務としてきた³。そし

て、とりわけ冷戦後になると、内戦により国家制度の崩壊した地域へ派遣されることが多くなり、PKO はその任務を変容・拡大させていくことになる⁴。このように、PKO は主に内戦後の移行期ないし不安定な時期の活動であるため、さまざまな危険から弱者たる文民を保護する PKO の任務の意義は極めて大きい。しかし、この文民の脆弱性に付け入るような、PKO 要員等による性的搾取および性的虐待の事例が近年数多く報告されている。住民の保護を任務とする PKO が、逆に住民に重大な被害を与えてしまっているのである⁵。日本の自衛隊や警察による性的搾取等の被害報告はなされていないが、被害が特に多く報告されているコンゴ民主共和国やハイチ、スーダン・南スーダンは、日本の PKO 派遣実績のある国である。すなわち、日本の自衛隊の同僚によって現地住民に対する性的搾取が行われていたことが考えられるのであり、日本も無関係と断言することはできない。こうした点に鑑みても、同じ PKO 要員の一人として、今後活動を拡大していくであろう日本も、性的搾取および虐待の撲滅に真摯に取り組んでいく必要があるといえよう。

こうした問題は、PKO の増加およびジェンダーの主流化の進展とともに顕在化した。PKO の特殊な地位が規制を妨げる要因となってきた。とりわけ、情報の不開示による不透明性や責任の所在の不明確性が障壁となってきたが、非難の高まりを受け、近年こうした問題に正面から対応がなされるようになってきている。そこで本稿では、PKO 要員による性的搾取問題の現状と取組みについて概観したうえで、本問題の規律の基礎にある PKO 要員の国際責任、免除および必要性の原則について、理論上の整理を行うこととする。

2 PKO 要員による性的搾取および虐待の不処罰への対応

1 PKO 要員による性的搾取および虐待に対する近年の取組み

(1) 性的搾取および虐待に関する国連文書 PKO 要員による性的搾取および虐待の問題は、必ずしも新しい現象というわけではない。古くは 1960 年代のコンゴ国連軍（ONUC）要員による買春行為の記録もあるが⁶、報告

事例が増えるのは、PKO の増加する 1990 年代以降である⁷。1990 年代は、ジェンダー主流化の用語がつくり出され、その重要性が着目される時期でもあり、そこから PKO の文脈においてもジェンダーの問題が議論されるようになる⁸。2000 年に採択された安保理決議 1325 では、PKO にジェンダー主流化の視点を取り入れる緊急の必要性の認識のもと、あらゆる PKO に女性を含める重要性に関するトレーニング・ガイドラインの作成や、PKO 全体にジェンダー主流化を発展させることなどが国連事務総長に要請されている⁹。

国連が本格的にこの問題に着手するようになるのは、2003 年に「性的搾取および虐待からの保護のための特別措置」と題する事務総長告示が出されて以降のことである。同告示では、性的搾取および虐待の定義のほか、国連職員規則による性的搾取および虐待の禁止、各部局の長の義務、国内当局による刑事訴追など、国連職員や国連指揮下の部隊に適用される諸規則が確認された¹⁰。本告示では、性的搾取とは「性的目的での脆弱な立場、力の格差または信頼のあらゆる濫用行為またはその試みであり、他者の性的搾取から金銭的、社会的または政治的に利益を得ることを含むがこれに限定されるものではない」と定義され、また性的虐待とは「力による、あるいは不平等なまたは強制的な状況下における、性的性質の身体的侵害行為またはその脅迫」と定義されている¹¹。以下、本稿では便宜上両者を含めて性的搾取と表現することとする¹²。

その後、2005 年 2 月に事務総長により性的搾取の寛容ゼロ政策が表明され¹³、同年 3 月には事務総長の要請により「国連平和維持活動における将来の性的搾取および虐待を除去するための包括的戦略」と題する報告書（ゼイド報告書）が作成された。同報告書では、性的搾取に関する国連の規則や調査手続、性的搾取への実効的な対応措置をとる国連の民事責任と刑事責任などについて検討がなされている¹⁴。また、2003 年の事務総長告示ののち、「性的搾取および虐待からの保護のための特別措置」と同名の事務総長報告書が毎年年度報告書として作成されている¹⁵。そこで、以下では主に 2016 年に作成された年度報告書をもとに、近年の PKO 要員による性的搾取に関する現況について概観することとする。

(2) 性的搾取および虐待に関する現況 2005年に国連PKO局(DPKO)に設置された規範・懲罰チームは、その後規範懲罰課(Conduct and Discipline Unit; CDU)に改称し、国連現地支援局(DFS)のもとに置かれることとなったが、一貫してPKOのアカウンタビリティの強化と最高水準の行動の維持に努めてきた¹⁶。国連は、PKO要員による性的搾取によりPKOの信頼・評判が落ちることを回避するため、必ずしも「犯罪とは限らない」「個人」の問題に対して寛容ゼロ政策を進めてきた¹⁷。当初はなかなか取締りの実効性が上がらなかったが、PKO要員に対するトレーニングや申立制度に関する情報の普及活動等を通じて、2010年代以降は性的搾取の申立件数は少しずつ減少傾向にあった。

しかし、2015年は性的搾取の申立件数が増加し、日本のメディアでも取り上げられるに至った¹⁸。このような状況を受け、2015年6月には事務総長の要請により、「中央アフリカにおける国連指揮下でない外国軍構成員による性的搾取および虐待ならびに他の重大犯罪の申立てに対する国連の対応を検討するための第三者独立パネル」が設置された。同年12月にはパネルにより報告書が提出されたが、そのなかでは国連機関の申立てへの対応に深刻な欠点があることへの懸念が示されている¹⁹。たとえば、最も大きな問題点として、責任者や責任機関が存在せず断片化してしまっていることが指摘され、これに対しては国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)内に調整ユニットをつくることが勧告されている²⁰。また、PKO受入国への第二義的な管轄権の付与や軍人選定のための最低基準等について、国連と派遣国との間で交渉を行うことなどを勧告している²¹。そのほか、すべての性的搾取の申立ての即時報告義務や信託基金の設置など、12の勧告が提示されている。

他方で、2016年2月に作成された事務総長による年次報告書では、申し立てられた要員の国籍が初めて公開された(28段落)²²。同報告書では、透明性とアカウンタビリティの重要性が強調されているが(37段落)、今後の性的搾取の予防の観点からは、派遣国名の公開は大きな進展と考えられよう。この報告書では、2015年の性的搾取に関する情報が統計値とともに開示されている。そのなかの主要な統計を表にすると、以下ようになる。

表 1 性的搾取の申立件数の推移（1, 6, 22 段落, 他の年次報告書）

	2015 年	2014 年	2013 年	2012 年	2011 年
総 数	99	80	96	88	102
PKO 要員	69	52	66	60	75

表 2 2015 年の性的搾取申立内訳（計 99 件）（4～6 段落）

PKO 要員 (69 件)	国連職員	15	PKO 要員以外 の国連職員 (30 件)	UNHCR	14
				UNDP	3
	軍人	38		UNOPS	3
				UNRWA	7
	警察官	16		UN Women	1
				WFP	2

表 3 所属 PKO 別申立件数（計 69 件）（8 段落）

中央 アフリカ MINUSCA	コンゴ 民主共和国 MONUSCO	ハイチ MINUSTAH	リベリア UNMIL	コート ジボワール UNOCI
22	16	9	6	6
マリ MINUSMA	ダルフル UNAMID	アビエイ UNISFA	キプロス UNFICYP	東ティモール UNMIT
5	2	1	1	1

表 4 付託先別申立件数（69 件中 60 件が付託済み）（12 段落）

派遣国	33	25 件は派遣国が調査。8 件は返答なしまたは調査拒否のため国連が調査。
国 連	27	文官 13 件, 警察官 12 件, 司法官 1 件, 軍事監視団員 1 件。
検討中	6	調査権限の付与について国連で検討中。
OIOS	3	国連内部監査部（OIOS）に 3 件情報が記録されるも, 情報不十分。

表 5 2015 年調査結果

（2015 年は, 17 件完了, 43 件係属中）（13, 14 段落）

	2015 年分	2014 年分	2013 年分	2012 年分	2011 年分
実 証	7	9	3	—	—
証拠不十分	10	16	11	—	1

表 6 被申立要員の国籍および人数 (括弧内は当該国の配置人数) (28 段落)

国籍国	総 数	軍 人	警 察	国籍国	総 数	軍 人	警 察
コンゴ民 主共和国	7	7 (818)	0 (140)	ガボン	2	2 (457)	0 (0)
モロッコ	4	4 (2308)	0 (0)	ドイツ	1	0 (161)	1 (23)
南アフリ カ	4	4 (2133)	0 (21)	ガーナ	1	0 (1872)	1 (257)
カメルーン	3	2 (989)	1 (391)	マダガス カル	1	0 (0)	1 (29)
コンゴ	3	2 (807)	1 (141)	モルドバ	1	1 (11)	0 (0)
ルワンダ	3	0 (5106)	3 (649)	ニジェール	1	1 (1833)	0 (132)
タンザニア	3	3 (2158)	0 (74)	ナイジェ リア	1	1 (2543)	0 (415)
ベナン	2	2 (1117)	0 (326)	セネガル	1	0 (2157)	1 (1317)
ブルキナ ファソ	2	1 (2114)	1 (362)	スロバキ ア	1	1 (161)	0 (6)
ブルンジ	2	1 (868)	1 (394)	トーゴ	1	1 (1426)	0 (335)
カナダ	2	0 (29)	2 (84)				

性的搾取の申立件数は、減少傾向にあったとはいえ、なお毎年 100 件近く提起されている。申立が多いことは、申立制度の普及・認知の証ともいえるが、他方で被害がそれだけ多くあることもあらわしている。表 5 では、調査の結果証拠不十分で性的搾取の事実が実証されなかったケースが多く記録されているが、これには実際に性的搾取が行われていなかったケースと、証拠や証人が十分に集まらなかったケースが含まれる。過去には、賄賂や脅迫により調査が妨害されたことや²³、売春による収入源を失う懸念から協力を拒まれることもあった²⁴。こうした状況が改善されない背景には、性的搾取

の匿名性や処分の不徹底などがあるものと考えられる。この点、人名までは公表されていないが、国名が年次報告書で公表された意義は大きい。国籍を見ると、アフリカ諸国の要員による性的搾取の件数が多いことがわかる。その原因としては、これらの国では国内法や軍・警察の規律、要員の情報・トレーニングなどが不十分であることが考えられるが、カナダやドイツといった先進国の要員も申立てを受けていることや、アフリカ諸国の配置要員の絶対数が多いことなどに鑑みると、必ずしもそれだけに原因があるとは断言できない。いずれにせよ、今回の国名の公表を契機に、各派遣国が被害防止のための対策を確実に講じていくことが求められる。

他方で、性的搾取の実行者の処分については、年々厳格化してきている。以前は、PKO 要員の解雇や送還は行われても、責任は問われないとの認識が広がっていたが²⁵、最近では行政罰のみならず刑事罰も科されている。2015年には、暫定措置としての給与差止めや送還、兵舎内業務への限定等の処分のほか（15 段落）、コンゴでの性的虐待の事例については禁固 5 年が言い渡されている（16 段落）。また、不処罰を防止する対策として、いわゆる PKO 要員の子（peacekeeper babies）の事例に対応するための要員の DNA 採取の促進や（31, 69 段落）、証拠の確保や証人のアクセスのために派遣国に現地で軍法会議を設置する要請なども行われている（67, 99 段落）。こうした国連の要請や情報公開をもとに各国が事前対策や事後対応を進め、透明性とアカウンタビリティを強化していくことが、性的搾取の寛容ゼロ政策の実現へと導くものと考えられよう。

3 性的搾取規制に関する国際法の基礎

上述のとおり、実務上は性的搾取撲滅のためにさまざまな対策がとられ、または検討されている。このうち、予防措置としての情報提供やトレーニング、パトロール等にあたっては実践が重要となり、被害者救済措置としての信託基金の設立等にあたっては寄付や制度の確立が重要となる。他方で、性的搾取の実行者に対する司法・執行上の措置に関しては、その法的基礎が重

要となる。PKO 要員は、その地位の特殊性ゆえに、国際法上の規制態様が必ずしも明確ではない。そのため、PKO 要員に対して厳格な処分が下されることは多くないのが現状である。そこで本章では、PKO 要員の国際責任、免除、および必要性の原則という国際法の基礎理論に基づき、性的搾取の実効的な規制のための前提について整理を行うこととする。

1 PKO 要員による性的搾取および虐待に対する国際責任

PKO 要員による性的搾取の規制を行うためには、権限のある当局の責任逃れを認めることがあってはならない。しかし、現実には責任の所在が必ずしも明確ではなく、それゆえに責任を厳格に追及することなく、恩恵 (*ex gratia*) による金銭の支払いなど、プラグマティックな対応がなされることが少なくない²⁶。国際法上、国際義務の違反が国家に帰属する場合には当該国家に (国家責任条文 1, 2 条)、国際組織に帰属する場合には当該国際組織に国際責任が発生する (国際組織責任条文 3, 4 条)。そのため、理論上は、PKO 要員による性的搾取が国際義務違反である場合には、その行為が PKO 要員の派遣国に帰属する場合には当該派遣国に、また国連に帰属する場合には国連に国際法上の責任が発生する。そして、責任を有する当局は、生じた被害に対して賠償を行う義務を負うこととなる。このように、PKO 要員による性的搾取に対して国際法上の責任を追及するにあたっては、帰属の要素と義務違反の要素が重要となる。

(1) PKO 要員の性的搾取行為の帰属 PKO 要員の行為に関しては、派遣国に帰属するのか国連に帰属するのか必ずしも明確ではない。帰属の基準としては、指揮 (*command*) や支配 (*control*) の所在が重要となるが、その具体的基準については一種のフラグメンテーションともいえる状況が生じている²⁷。従来は PKO 要員の行為は国連に帰属すると考えられてきたが²⁸、近年では派遣国と国連の両方に帰属する重複帰属が主張されることもある²⁹。オランダ最高裁判所は、ヌハノビッチ事件において、国連保護軍 (UNPROFOR) に参加していたオランダ軍が、セルビア人勢力によるボシュニャク人国連通訳の家族 3 人の殺害の責任を問われた事件について、オランダのボスニア国内法違反および国際人権法違反 (生命に対する権利および

非人道的取扱いの禁止）を認定した³⁰。この認定過程で、裁判所は、国際組織責任条文のコメントが重複帰属の可能性を排除していないことに言及したうえで、軍が国連の統制下に置かれ、その指揮および支配が国連に移譲されても、懲罰権限（power）や刑事管轄権（「組織的支配」（organic control））は派遣国に残るとした³¹。そして、派遣国または国際組織への行為の帰属は、事件のあらゆる実際の事情および特別な文脈が考慮されなければならない特定の行為に対する実際の支配（factual control）に基づくことは明らかであると判示した³²。

この基準に従えば、PKO 要員の行為は、国連と派遣国のうち、その状況において当該要員の行為に実際の支配を及ぼしていた側に帰属することになる。状況に応じてどちらに帰属するかは変わりうることになるが、いずれにせよ少なくともどちらかに帰属することは一見明らかなのにも思われる。しかし、性的搾取の場合はそうとも限らない。それは、性的搾取が国連および派遣国の任務外（off-duty）の行為であるためである。「権限逾越または指示違反」に関する国際組織責任条文 8 条は、「国際組織の機関または代行者の行為は、当該行為がその機関または代行者の権限を逾越または指示に違反するとしても、当該機関または代行者が公的資格においてかつその組織の全般的な任務の範囲内で行動する場合には、国際法上その組織の行為とみなされる。」と規定する（傍点筆者）。同様に、国家責任条文 7 条も、公的任務の範囲外の行為を帰属の対象から除外している³³。こうした観点から、任務の範囲外である性的搾取それ自体は、派遣国にも国連にも帰属しないことになる。

（2）性的搾取および虐待の国際義務違反性 PKO 要員による性的搾取の責任問題を考えるにあたっては、国際義務違反の要素も重要となる。性的搾取といっても、強姦から買春まで多様である。たとえば強姦については、武力紛争時に行えば国際人道法違反（ジュネーヴ諸条約第 1 追加議定書 76 条 1 項等）となる。また、広範性、組織性といった諸要件を満たす強姦であれば、平時であっても国際刑事法違反（国際刑事裁判所規程 7 条 1 項（g）等）に規定される人道に対する犯罪）になりうる。そして、女性差別撤廃条約は、時代的制約により女性に対する暴力の明示規定を含まないが、1 条の「差別」

の一形態として女性に対する暴力が含まれると解釈されている³⁴。そのため、強姦は女性差別撤廃条約に違反すると解釈されうる。なお、強姦は受入国の国内法でも基本的に禁止されており、PKO 要員は受入国の法令を遵守する義務を負うが（モデル地位協定 6 項）、国内法違反は国際責任を発生させるものではなく、また次節で述べる免除が責任追及の障害となる。

他方で、買春に関しては、事務総長告示で性的搾取は普遍的に認められる国際法規範および基準に違反すると規定される一方で³⁵、女性差別撤廃条約をはじめとする国際法が禁止していると断言することはできない³⁶。また、国内法でも禁止していない国が多く、その場合には国内法上の責任も発生しないこととなる。確かに、事務総長告示では、性的搾取が重大な非違行為であり、即時解雇を含む懲戒措置の理由となることが規定されるが（3.2 節 (a)）、事務総長告示は一般に事務局内部に発せられる行政通達である。PKO 要員の懲戒権が派遣国にある以上、PKO 要員に関する告示は兵力提供協定に規定されることで初めて法的効果を発生させることになる³⁷。そのため、兵力提供協定が非公開であることが多い以上、事務総長告示の PKO 要員への適用可能性は定かではない。また、派遣国と国連との間のモデル了解覚書には、性的搾取を行わない旨が規定されているが³⁸、shall や must ではなく“We will never commit any act involving sexual exploitation and abuse”（下線筆者）という文言が、意思を示す行為規範ではなく法的義務を規定しているのかは明らかでない。

留意すべき点として、まず強姦の場合であっても、女性差別撤廃条約の義務を負うのは締約国のみである。行為が国連に帰属する場合には、同条約は国際責任発生の根拠とはならない。また、買春を含む性的搾取が兵力提供協定や了解覚書により禁止されているとしても、これらは国連と派遣国との間で締結される条約であるため、条約の第三者である受入国は、これらの条約を直接の根拠として損害賠償請求を行うことはできないのである。

なお、PKO 要員による性的搾取は、その合法・違法を問わず、多様な問題を引き起こす。前述のとおり、性的搾取は国連の信用を損なう行為であり、任務の遂行を阻害する要因となる。また、被害者は一時的には金銭等を得られても³⁹、その後妊娠した場合には父親不在で子を養育しなければならなか

ったり、強姦の烙印により風俗業でしか金銭を得られなくなることもある⁴⁰。確かに、生存のために必要な売春行為等とは区別すべきとの意見もある⁴¹。しかし、現地人同士や一般の来訪外国人を対象とする売春は認められるとしても、PKO 要員は崇高な任務を負って派遣されているのであり、売買春等に関与すべきではない。生存の危機にある者に対しては、短期的には食糧支援等を、また長期的には個人の就労支援や国家の開発支援などを他機関と連携して行うことにより対応すべきであろう。

（3）性的搾取防止の相当の注意義務 上述のように、性的搾取の規制が遅々として進まない背景には、帰属の観点からも、また国際義務違反の観点からも、国際責任の存在が判然としないという事情もあるものと考えられる。他方で、PKO 要員の行為が直接国家や国際組織に帰属しないとしても、相当の注意義務の観点から、責任を追及できる可能性はある。相当の注意とは、国家が国際法上の法益侵害を防止する際に要求される注意を表す概念であり、国際法に配慮して行動する国家が通常払うであろうと期待される程度の注意をいう⁴²。たとえば、自由権規約等の人権条約の締約国は、条約上の権利を確保する義務を負う。この「確保する義務」は、相当の注意を払って損害を回避する義務であり、領域国・管轄国・管理国は、現実の有害行為に対して、個別具体的な事情において、これを防止する手段や能力を有したか、有害行為の結果である損害の予見可能性を有したかを考慮したうえで、損害を予見しながら防止しなかったときに、義務違反および国際責任を追及される⁴³。領域使用の管理責任のように、伝統的には領域主権の排他性が相当の注意義務の淵源とみなされてきたが⁴⁴、ジェノサイド条約適用事件で判示されたように、自国領域外においても、「影響力」という責任非難の要素を勘案してジェノサイドの防止義務違反（ジェノサイド条約 1 条）が認定された事例もある⁴⁵。また、先述のヌハノビッチ事件でも、ボスニア領域内において、欧州人権条約 2、3 条および自由権規約 6、7 条に規定される権利をオランダが現実的に「確保しえた」ことが義務違反認定の根拠となっている⁴⁶。

こうした観点から性的搾取について考えると、PKO 要員の行為が派遣国に帰属しなくとも、事情の了知や影響力等の責任非難の要素があれば、派遣国の相当の注意義務違反となる可能性はある。たとえば、性的搾取に関する

トレーニングや夜間の外出禁止、スケジュール管理等が不徹底だった場合に、相当の注意が払われていなかったと判断されるかもしれない。ただし、性的搾取のうちいかなる行為が受入国の法益侵害となるか⁴⁷、また権利の対世的性格を考慮する必要があるかなど⁴⁸、検討すべき問題はなお残る。また、国際組織たる国連が相当の注意義務を負いうるかについても検討の余地がある。国際組織責任条文のコメンタリでは、「国際組織が国際法上存在しうる防止の義務に違反した場合には、機関または代行者による行為が任務外であるという事実は、必ずしも当該国際組織の責任を排除しない」と述べられている⁴⁹。まずは国際組織による防止義務の存在を確認することが前提となるが、PKO 要員の性的搾取行為の管理が国連により行われている場合には、国連の相当の注意義務についても積極的に考慮していくことが求められよう。

2 PKO 要員の特権・免除の制限

(1) **PKO 要員の特権・免除の根拠** PKO 要員により性的搾取が行われた場合、その責任を追及し、その結果に応じて責任者の処罰や責任機関による賠償、被害者の救済などを行うことが求められる。この手続は、理論上は国内の民事・刑事・行政裁判や国際裁判などを通じて行われうることになる。しかし、現実には、PKO 受入国の裁判所によってはこれらを命じる判決は出されていない。これは、PKO 要員が受入国の裁判管轄権からの免除を享有しているゆえである。PKO が派遣される際には、まず安保理決議で派遣が決定され⁵⁰、そのうえで国連と PKO 受入国との間で地位協定が、また国連と要員派遣国との間で兵力提供協定が締結される。これらの協定は非公開であることが多いため、その規定の詳細は不明であるが、国連事務局により作成された 2 つのモデル協定が参考になる⁵¹。

1990 年のモデル地位協定では、国連特権免除条約が PKO に適用されることが規定され (3 項)、また PKO は国連の補助機関として特権・免除を享有することが規定される (15 項)。他方で、PKO 要員については、特別代表等の高級構成員が国連特権免除条約 5 条 19 項に規定される外交使節に与えられる特権・免除を有するとされる一方で (24 項)、PKO に派遣される各国部隊の軍事要員は、「特にこの協定に規定される特権および免除を享有する」と

規定される（27 項）。そして、すべての PKO 構成員は、公的資格で行った行動について訴訟手続から免除されることになる（46 項）。これらの規定からは、PKO 自体の免除の根拠法が国連憲章 105 条および国連特権免除条約に規定される国連の特権・免除であること、および高級構成員の免除の根拠法が外交関係法であることがわかる。他方で、PKO に派遣される軍事要員については、その根拠が明確でない。1991 年のモデル兵力提供協定も、軍事要員は地位協定に基づいて特権・免除を享有することしか規定していない（4, 5 項）。

この点、そもそも軍隊の有する免除の根拠法は不明確である。国家の主権免除に依拠される場合もあれば⁵²、外交特権免除に依拠されることもある⁵³。さらに、武力紛争時の行動に絶対的な免除が付与されると考えられる一方で⁵⁴、武力紛争時以外の場合に武力紛争時と同様の免除が付与されるかも明らかでない。さらに、PKO に派遣される軍隊は、国連と派遣国双方の指揮に服するため、国連と国家いずれの免除を享有するのかも曖昧となる。

PKO 要員が国連の一機関であることに鑑みれば、国連憲章 105 条 2 項が「国際連合加盟国の代表者及びこの機構の職員は、この機構に関連する自己の任務を独立に遂行するために必要な特権及び免除を享有する。」（傍点筆者）と規定するように、免除が付与される実質的な根拠は任務（functions）上の必要性（機能的必要性）にあることになる。そのため、理論上は、任務に必要な行為については免除を享有できないことになる。しかし、現実には国連特権免除条約の定める免除は無制限であり、主権免除理論における絶対免除よりも絶対的なものとなっている⁵⁵。そのため、性的搾取は任務に必要なだけでなく、むしろ信用性を失わせ任務を阻害する行為であるにもかかわらず、PKO 要員は裁判権免除を享有することになるのである。

他方で、国際組織の特権・免除は、国際組織の独立性および加盟国間の主権平等の確保等も根拠とされる⁵⁶。つまり、免除の付与は、自国内に国際組織のある加盟国が、当該国際組織の意思決定に不当な影響を与えることなどを防止する意味をもつのである⁵⁷。確かに、たとえばアメリカ国内にある国連本部での活動については妥当しうる論理である。しかし、PKO のように、本部所在地国の外で対外的活動を行う要員に対して免除を認める根拠として

は、必ずしも適切ではないものと考えられる。PKO 受入国国内で性的搾取を行えば、それはむしろ加盟国たる受入国の領域主権侵害や人権侵害を構成しうるからである。ただし、PKO は危険で難しい任務を伴うため、任務を安全かつ円滑に遂行するという観点から広範な免除が必要となる。このように、国際組織の対内的活動と対外的活動とでは免除の正当化理由が異なりうることに加え、上述のように PKO 要員の地位が不明確なことも考慮すると⁵⁸、主権国家とも外交使節とも国連職員とも一線を画する PKO 要員独自の地位について明確化することが望まれる⁵⁹。

(2) 免除に対する国連の関与 被害者の救済および国連の信用性の確保の観点からは、PKO 要員による性的搾取に対して厳正に対処することが重要となる。しかし、PKO 要員は刑事裁判権からの免除を享有し（モデル地位協定 47 項）、また民事裁判権については特別代表が公務に関係しないと認証した場合には受入国裁判所が裁判手続を継続できるとされるものの（同 49 項）、現実にはこのような認証はほとんどなされていない。ただし、「事務総長は、職員に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、国際連合の利益を害することなくこれを放棄することができると判断する場合には、その免除を放棄する権利及び義務」を有しており（国連特権免除条約 4 条 14 項、5 条 20 項、6 条 23 項）、また国連は「特権、免除及び便宜に関連する濫用の発生を防止するために」、加盟国の関係当局と常に協力する義務を有している（同 5 条 21 項）。そのため、適切な調査の後に性的搾取の証拠があった場合には、国連法務部との協議に基づき刑事訴追を行う国内当局に事件を付託することは可能である⁶⁰。こうした観点から、性犯罪は必然的にあらゆる公務の範囲外であるため、性犯罪を行った派遣中の国連職員および専門家には免除は付与されないとの見解が前述の中央アフリカ独立パネルにより示されている⁶¹。

確かに、このように免除を放棄することが性的搾取の規制に資することもあると考えられるが、現実には必ずしもそうとは限らない。PKO の受入国は、多くの場合政権や国内情勢が不安定であり、司法制度が十分に機能していないこともある⁶²。そのため、このような状況下で裁判を行っても、必ずしも適正な結果が得られるとは限らないのである。他方で、裁判権の免除

（immunity）は、不処罰（impunity）を意味するわけではなく、原則として派遣国が処罰を行う権利と義務を有する⁶³。そのため、派遣国が実効的な裁判等を行い、その判決等に基づく被害者の救済を誠実に行うのであれば、PKO 要員に受入国の裁判管轄権からの免除が付与されることはむしろ望ましいとも考えられる。

しかし、PKO の派遣国の裁判所も、必ずしも十分に機能しているとは限らない。表 6 で示したように、性的搾取の実行者の出身国は途上国が多く、被申立数の最も多いコンゴ民主共和国は、同時に PKO の受入国でもある。つまり、受入国ではなく派遣国に任せれば性的搾取の問題に対応できるともいえないのである。そこで考えられるのが、国連の役割である⁶⁴。国連は PKO 要員を訴追する裁判所は有していないが、表 4 で示したように、性的搾取の調査を行い、その実証手続を担っている。国連自身は PKO 要員に刑事罰を科すことはできず、送還や給与の差止め等を行えるにとどまるが、その実証手続には一定の信用性がある。こうした国連の関与のしかたに関して、中央アフリカ独立パネル報告書は、アカウントビリティ・プロセスにおいて国連職員の協力と積極的参加を前提とする免除のアプローチを国連法務部が採用すべきと勧告する⁶⁵。つまり、PKO 要員は受入国に対する免除はなお享有しつつ、派遣国の刑事手続等に国連の積極的関与を認めるべきとする考えである。こうした勧告は、性的搾取に対する透明性とアカウントビリティを強化するものであり、傾聴に値するものといえよう。

3 性的搾取規制の基底概念としての必要性の原則

（1）「任務上の必要性」に基づく免除の制限 最後に、責任や免除のさらに根底にある必要性の原則について若干の検討を行う。2 で述べたとおり、国連の活動に免除が付与される根拠には、任務上の必要性（機能的必要性）の原則がある。この原則は、国際組織の目的を達成するための任務の行使に必要な免除を付与する根拠となるが、免除の範囲を目的・任務に必要なもののみに限定する機能も有する⁶⁶。国際組織の目的は、設立文書に規定される。国連の場合、国連憲章 1 条に規定されるように、平和の維持をはじめ多分野にわたって包括的に機能をもち、あるいはその目的任務をもっている⁶⁷。そ

のため、その広範な目的任務に比例して、免除の範囲も広範となる。

この点、ベッカーは、免除の範囲の画定および国際組織の活動に関する組織と受入国相互の正当な期待の強化の観点から、組織の対外的な活動領域（operational realm）は可能な限り明確かつ広範に定義されるべきであると述べる⁶⁸。この対外的な活動領域の典型例は、PKO であるといえよう。そして、その目的・任務はマンデートとして安保理決議に詳細に規定される。たとえば、国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）は、安全かつ安定した環境のための 6 つの任務、政治プロセスに関する 4 つの任務、および人権に関する 2 つの任務を付与されている⁶⁹。このように任務が明確である場合には、これらの任務を達成するために必要のない行為には、免除は付与されないものと考えられる。このことは、MINUSTAH の地位協定が、MINUSTAH 構成員に対してハイチ裁判所で民事訴訟手続が提起され、事件が MINUSTAH 構成員の公的任務（fonctions officielles）に関係ないと特別代表が認証した場合には、当該構成員に対する訴訟手続は継続する旨規定していることから確認される⁷⁰。確かに、これまで実際に免除が否定され裁判が継続された事例はほとんどない⁷¹。しかし、性的搾取のように明らかに任務の範囲外の行為について、今後免除を否定して裁判が行われる可能性が排除されるものではない。PKO 要員は、免除を隠れ蓑に性的搾取を行うことはできないのである。

（2）「活動上の必要性」に基づく責任の範囲の具体化 必要性の原則は、PKO の国際責任の文脈においても依拠される。それが、活動上の必要性（operational necessity）の原則である⁷²。これは、PKO の活動の過程で与えた損害を正当化する際に用いられてきた原則であり、マンデートに基づく活動上の必要性のある措置を合法とするものである。同原則は、1996 年に PKO の資金調達に関する事務総長報告書で確認され⁷³、国連総会でも是認されている⁷⁴。

さらに、同原則は実際の地位協定にも反映されている。たとえば、上述の MINUSTAH の地位協定には、MINUSTAH に帰属する財産損害等に関する第三者請求は、「活動上の必要性に基づく損失、損害または被害を除き」、国連の内部手続に従って解決されえないものについては、常設の請求委員会に

より解決されると規定される⁷⁵。シュマーレンバッハによれば、活動上の必要性は、受入国によるマンデート実現の承認という黙示の同意にその根拠が求められるが、単にマンデートに関係する自助に基づく第二次法の範囲を具体化するものであるとされる⁷⁶。つまり、活動上の必要性は、マンデートに基づく行為の責任を阻却する機能を果たすものと考えられるのである。

この点、国際組織責任条文の緊急避難（necessity）に関するオランダの意見が参考になる⁷⁷。オランダは、活動上の必要性（necessity）の原則が平和維持任務の文脈で適用されることに言及したうえで、necessity の原則の条件は明確性を欠くが、国際組織のマンデートに結び付けられる場合には問題が小さくなると述べる。そして、マンデート自体がその行動の合法性の法的基礎であること、および問題となる行動がマンデートを実現するための組織の唯一の手段を構成する場合にのみ necessity の原則が援用されるのであれば、それを選好することを述べている。緊急避難と活動上の必要性の関係についてはさらなる検討を要するが、このオランダの見解は、マンデートの実現のための唯一の手段である場合以外には、国際組織は義務違反行為に対して責任を負うことを示しており、責任回避の可能性を狭く限定する意図を有しているものと考えられる。

もちろん、性的搾取に活動上の必要性は認められない。任務上の必要性よりもマンデートを基準とすることを直接的に意図する活動上の必要性原則は、PKO 要員の地位や責任に関する規則の明確化および発展に寄与しえ、性的搾取を含むあらゆる非違行為に対して実効的な規制を行う基礎となりうるものと考えられよう。

4 おわりに

本稿では、PKO 要員による性的搾取が後を絶たない現実の背景にある、国際法上の理論について整理を試みた。性的搾取に対する国際責任については、それを禁止する規範がそもそも国際義務であるかが明確でないうえ、公務外の行為であるため国連にも派遣国にも帰属しない問題点を指摘した。こ

の対応策としては、性的搾取の防止を確保する義務に基づく責任追及の可能性が考えられる。また、PKO 要員の免除については、国連が訴訟手続等に積極的に関与する免除の制限的なアプローチについて言及した。最後に、より根本的な原則として、任務上の必要性原則が任務外の性的搾取に対する免除を否定する根拠となりうること、および活動上の必要性原則が PKO のマンドートの実現に必要なない性的搾取等の行為の責任を阻却しない機能を有することを述べた。こうしたより根底的な概念から国際法を見直すことが、性的搾取のような個別の問題への対応にも資するものと考えられる⁷⁸。

また、実践上のアプローチとしても、性的搾取の問題に取り組むにあたっては、直接的な規制のみならず、法整備支援を含む開発支援や多機関連携の強化など、包括的な対策が重要となる。現在、自衛隊による駆けつけ警護等が議論されているが、こうした PKO 要員間の横の関係は、性的搾取の取締りにあっても十分に考慮することが求められる。自衛隊員が直接行わなくても、他国の PKO 要員が性的搾取を行っており、それを放置すれば、その黙認が相当の注意義務違反を構成する可能性がないわけではない。PKO 要員による性的搾取は日本に無関係の問題と考えるのではなく、国際社会全体で取り組んでいくことが求められよう。

¹ 内閣官房「平和安全法制等の整備について」(http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/housei_seibi.html)。

² たとえば、自衛隊も参加する南スーダン PKO (UNMISS) は、文民の保護のための定期的な人権監視・報告や、紛争の高い危険性のある地域における軍の事前配置やパトロール等を任務とする。S/RES/1996 (8 July 2011), para. 3.

³ 杉原高嶺『国際法学講義〔第2版〕』(有斐閣, 2013年) 632頁。

⁴ 佐藤哲夫『国際組織法』(有斐閣, 2005年) 311-313頁。

⁵ Ray Murphy, "An Assessment of UN Efforts to Address Sexual Misconduct by Peacekeeping Personnel", *International Peacekeeping*, Vol. 13, No. 4 (2006), p. 75.

⁶ 金武真智子「国連平和維持要員の性的搾取・虐待に対する不寛容政策 ー誰による不寛容が問題か」日本国際連合学会編『国連研究の課題と展望』(国際書院, 2009年) 208頁。

⁷ 1990年代以降のボスニア、コソボ、カンボジア、東ティモール、コンゴ民主共和国の事例を挙げるものとして、A comprehensive strategy to eliminate future sexual exploitation and abuse in United Nations peacekeeping operations (Zeid Report), A/59/710 (24 March 2005), para. 3.

⁸ Adibeli Nduka-Agwu, "Doing Gender' after the War : Dealing with Gender Mainstreaming and Sexual Exploitation and Abuse in UN Peace Support Operations in Liberia and Sierra", *Civil Wars*, Vol. 11, No. 2 (2009), p. 179.

⁹ S/RES/1325 (31 October 2000), paras. 5-6, 17.

¹⁰ Secretary-General's Bulletin, Special measures for protection from sexual exploitation and sexual abuse, ST/SGB/2003/13 (9 October 2003), Sections 1-5.

¹¹ *Ibid.*, Section 1.

¹² 定義の詳細について、金武「前掲論文」（注6）196-197頁；福井美穂「ジェンダーに基づく暴力と包括的な対策の構築」山本慎一・川口智恵・田中（坂部）有佳子編『国際平和活動における包括的アプローチー日本型協力システムの形成過程ー』（内外出版、2012年）247-249頁。

¹³ Letter dated 9 February 2005 from the Secretary-General addressed to the President of the Security Council, S/2005/79 (9 February 2005), para. 3.

¹⁴ 概要につき、Zeid Report, *supra* note 7, pp. 4-6.

¹⁵ 最新の報告書として、Special measures for protection from sexual exploitation and sexual abuse, Report of the Secretary-General, A/70/729 (16 February 2016).

¹⁶ CDU, "About CDU, Our Mandate", at <https://cdu.unlb.org/AboutCDU/OurMandate.aspx>.

¹⁷ 金武「前掲論文」（注6）198頁。

¹⁸ たとえば、「PKO 隊員、性的搾取 480 件」『朝日新聞』（2015 年 6 月 12 日）朝刊 13 頁。

¹⁹ Taking action on sexual exploitation and abuse by peacekeepers, Report of an independent review on sexual exploitation and abuse by international peacekeeping forces in the Central African Republic (17 December 2015), p. i.

²⁰ *Ibid.*, pp. 79-81.

²¹ *Ibid.*, pp. 85-88, 92-94.

²² Report of the Secretary-General, *supra* note 15, pp. 8-10, para. 28.

²³ Nduka-Agwu, *supra* note 8, p. 185.

²⁴ 金武「前掲論文」（注6）207頁。また、そもそも報告手続の存在についての情報が与えられていないこともしばしばあった。Uniting our strengths for peace, A/70/95-S/2015/446, p. 85, para. 281.

²⁵ Murphy, *supra* note 5, p. 76.

²⁶ 吉田脩「国連平和維持軍請求委員会の史的考察ーその創成期における実践を手掛かりとしてー」『国際法外交雑誌』110 卷 1 号（2011 年）46-50 頁。

²⁷ 薬師寺公夫「国際機関の利用に供された国家機関の行為の帰属問題と派遣国の責任」松田竹男・田中則夫・薬師寺公夫・坂元茂樹編『現代国際法の思想と構造 I：歴史、国家、機構、条約、人権』（東信堂、2012 年）221 頁。

²⁸ 佐藤『前掲書』（注4）129-130 頁。

²⁹ Draft articles on the responsibility of international organizations, with commentaries (2011), p. 16, para. 4.

³⁰ *The Netherlands v. Nuhanovic* (Supreme Court of Netherlands), 12/03324 (6 September 2013), *International Legal Materials*, Vol. 53, No. 3 (2014), p. 525, para. 5.15.5.

³¹ *Ibid.*, pp. 522-523, paras. 3.9.4, 3.10.2.

³² *Ibid.*, p. 523, para. 3.11.3.

³³ James Crawford, *The International Law Commission's Articles on State Responsibility: Introduction, Text and Commentaries* (2002), p. 108, para. 7.

³⁴ General recommendation No. 19: Violence against women, A/47/38 (1992), p. 1, para. 6; 国際女性地位協会編『コンメンタール女性差別撤廃条約』（尚学社、2010 年）180-181 頁。

³⁵ Secretary-General's Bulletin, *supra* note 10, p. 3, Section 3.1.

³⁶ 金武「前掲論文」（注6）197 頁。

³⁷ 新井京『国連軍による国際人道法の遵守』に関する事務総長告示『京都学園法学』1 号（2000

年) 28-34 頁。

³⁸ Revised draft model memorandum of understanding, A/61/19 (Part III) (12 June 2007), p. 8, para. 5 (Annex H).

³⁹ 中央アフリカにおける 50 セントでの少女買春について, “U.N. Says Some of its Peacekeepers Were Paying 13-Year-Olds for Sex”, *Washington Post* (11 January 2016), at <https://www.washingtonpost.com/>.

⁴⁰ Nduka-Agwu, *supra* note 8, p. 197.

⁴¹ Dianne Otto, “Making Sense of Zero Tolerance Policies in Peacekeeping Sexual Economies”, Vanessa E. Munro and Carl F. Stychin (eds.), *Sexuality and the Law : Feminist Engagements* (2007), pp. 260-261.

⁴² 加藤信行「相当の注意」国際法学会編『国際関係法辞典〔第 2 版〕』（三省堂, 2005 年）562-563 頁。

⁴³ 兼原敦子「国際義務の履行を『確保する』義務による国際規律の実現」『立教法学』70 号（2006 年）245 頁。

⁴⁴ 萬歳寛之『国際違法行為責任の研究 ―国家責任論の基本問題―』（成文堂, 2015 年）71-72, 75-80, 134 頁。

⁴⁵ *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro), Judgment, I.C.J. Reports 2007*, pp. 223-224, paras. 434-435; 『同上書』131-133 頁。

⁴⁶ *The Netherlands v. Nuhanovic, supra* note 30, p. 526, para. 3.17.3.

⁴⁷ ただし, 相当の注意義務の概念が, 外国法益の侵害を前提とするか, 単に外国人に損害が発生するだけで適用可能かという問題は決して解決しているとはいえない。小畑郁「国際責任の法制度における『相当な注意』概念の再検討 ―国際連盟の法典化作業におけるその一般化―」桐山孝信・杉島正秋・船尾章子編『転換期国際法の構造と機能（石本泰雄先生古稀記念論文集）』（国際書院, 2000 年）57 頁。

⁴⁸ ジェノサイド条約適用事件では, ジェノサイド条約に規定される権利義務が対世的な権利義務であるがゆえに, 各国がジェノサイドを防止し処罰する義務は領域的に限定されないと述べられている。*Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, exceptions préliminaires, arrêt, C.I.J. Recueil 1996*, p. 616; 萬歳『前掲書』（注 44）131-132, 137-138 頁。

⁴⁹ Draft articles on the responsibility of international organizations, with commentaries, *supra* note 29, p. 29, para. 10.

⁵⁰ 国連緊急軍（UNEF）等, 初期の PKO には総会決議により創設されたものもあったが, 現在では安保理決議によるのが一般的である。

⁵¹ Draft model status-of-forces agreement between the United Nations and host countries, A/45/594 (9 October 1990); Draft model agreement between the United Nations and Member States contributing personnel and equipment to the United Nations peace-keeping operation, A/46/185 (23 May 1991).

⁵² 田畑茂二郎『国際法 I（新版）』（有斐閣, 1973 年）327 頁。

⁵³ 2009 年に海賊対処の関係で締結された「ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文」5 項では, 自衛隊要員が外交関係条約に規定されるものと同様の特権・免除が付与される旨規定されている。なお, 外交官でない国際組織職員に外交特権・免除を付与することに対する批判として, Josef L. Kunz, “Privileges and Immunities of International Organizations”, *American Journal of International Law*, Vol. 41,

No. 4 (1947), pp. 839-843.

⁵⁴ *Immunités juridictionnelles de l'Etat (Allemagne c. Italie; Grèce (intervenant))*, arrêt, C.I.J. Recueil 2012, p. 135, para 78.

⁵⁵ 比屋定泰治「国際機構の裁判権免除 一機能の必要性と免除の範囲一」松田他編『前掲書』（注 27）238 頁。国際組織の特権免除に関しても制限免除主義を導入すべきとの見解として、平覚「国際機構の特権免除と国家主権」『世界法年報』10 号（1990 年）21-27 頁。

⁵⁶ Peter H. F. Bekker, *The Legal Position of Intergovernmental Organizations : A Functional Necessity Analysis of their Legal Status and Immunities* (1994), pp. 99-105.

⁵⁷ 佐藤和男「国際機構の特権と免除」『一橋論叢』37 巻 3 号（1957 年）51 頁。

⁵⁸ 行為が国連に帰属するときには国連の免除を、国家に帰属するときは主権免除ないし外交免除を享有するというように、免除の根拠が時と場合により異なりうることは、免除の範囲にも影響を与え、理論的にも実践的にも望ましいことではない。

⁵⁹ PKO で行われる犯罪に関する国際条約作成の提案について, Report of the Secretary-General, *supra* note 15, p. 19, para. 66.

⁶⁰ Secretary-General's Bulletin, *supra* note 10, p. 3, Section 5.

⁶¹ Report of an independent review, *supra* note 19, pp. 90-91.

⁶² 福井「前掲論文」（注 12）260 頁。

⁶³ Report of the Secretary-General, *supra* note 15, p. 14, paras. 37-38.

⁶⁴ 国際責任法の観点から、派遣国ではなく国連に行為を帰属させることの合理性を主張する見解として、岡田陽平「国連平和維持活動に従事する部隊構成員の行為の帰属 一三つの『実効的支配』基準一（4・完）」『法学論叢』175 巻 6 号（2014 年）131 頁。

⁶⁵ Report of an independent review, *supra* note 19, pp. 91-92.

⁶⁶ Kunz, *supra* note 53, p. 847; Bekker, *supra* note 56, p. 152.

⁶⁷ 高野雄一『国際組織法（新版）』（有斐閣，1975 年）36-37 頁。

⁶⁸ Bekker, *supra* note 56, p. 164.

⁶⁹ S/RES/1542 (30 April 2004), para. 7.

⁷⁰ Accord entre l'organisation des Nations Unies et le Gouvernement Haïtien concernant le statut de l'opération des Nations Unies en Haïti (9 juillet 2004), *Recueil des traités des Nations Unies*, tome 2271 (2005), p. 246, para. 52(b).

⁷¹ たとえば、PKO 要員によりハイチにコレラがもたらされたとの訴訟提起につき、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、国連の絶対的な免除を肯定している。Delama Georges, et al., v *United Nations*, et al. (9 January 2015), 84 F. Supp. 3d 246, p. 251.

⁷² PKO が武力紛争の当事者となる場合には、「軍事上の必要性」(military necessity) も賠償責任の否認のために依拠されることがある。この問題点について、吉田「前掲論文」（注 26）40-41 頁。軍事上の必要性の敵対行為禁止・制限機能について、尋木真也「武力紛争法における軍事的必要性の機能」『早稲田法学会誌』63 巻 2 号（2013 年）199 頁。

⁷³ Financing of the United Nations peacekeeping operations, Report of the Secretary-General, A/51/389 (20 September 1996), para. 13. その内容につき、吉田「前掲論文」（注 26）42 頁。

⁷⁴ A/RES/52/247 (17 July 1998), para. 6.

⁷⁵ *Recueil des traités des Nations Unies*, *supra* note 70, p. 247, paras. 54-55. これはモデル地位協定にはなかった新たな規定である。

⁷⁶ Kirsten Schmalenbach, *Die Haftung Internationaler Organisationen im Rahmen von Militäreinsätzen und Territorialverwaltungen* (2004), pp. 278-279.

⁷⁷ Comments and observations received from Governments, A/CN.4/636, p. 23, paras. 1-4.

⁷⁸ 本稿では取り上げられなかったが、国連国際法委員会で議論されている政府職員の刑事管轄権免除の問題や、国際組織への国際人権法の適用に関する議論などは、PKO 要員による性的搾取の文脈でも議論されるべき論点であると考えられる。前者の現在の審議概要について、国際法委員会研究会「国連国際法委員会第 67 会期の審議概要」『国際法外交雑誌』114 巻 4 号（2016 年）109-114 頁。後者の議論について、Róisín Sarah Burke, *Sexual Exploitation and Abuse by UN Military Contingents : Moving beyond the Current Status Quo and Responsibility under International Law* (2014), pp. 123-128.